

中箴議長) 日程第12 産業建設委員会に付託中の議第57号「高山市駅前広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」について、及び議第58号「高山市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」についての二点について、「産業建設委員会の中間報告について」を議題とします。お計りします産業建設委員会に付託中の議第57号及び議第58号の2件については、会議規則45条第1項の規定に従いこの際産業建設委員会の中間報告を求める事にしたいと思います。これに御異議ありませんか。御異議なしと認めます。よって議第57号及び議第58号2件については、産業建設委員会の中間報告を求める事に決しました。

産業建設委員長から中間報告を求めます。谷村産業建設委員長

谷村産業建設委員長)

議題57号「高山市駅前広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」についてと、議題58号「高山市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」の二点については、関連があるため一括議題として審査を行いました。審査においては、

まず一点目であります。指定管理者として運営していけるのか、議会が政策提言したように利用者、管理者、市の三方吉の運用となるようどう取り組むのかといった質疑に対し、「実績から見て施設を一体的に管理運営していく事により、収益はあげられるものと考えている。指定管理料の算定にあたっては経費の削減だけでなく市民のサービスの充実といった趣旨で指定管理者としっかり交渉を行う。又制度の運用にあたっては主として指定管理者と情報共有や市民ニーズを把握しながら、指定管理者と共に様々な活用方策を考えていく」との答弁が。

次に2点目であります。指定管理に出す狙いとはといった質疑に対し、「高山駅及びその周辺は交通結節点として市民や観光客が多く集まる市の玄関口である事から、駅前広場、交流広場、駅西駐車場、駐輪場を一体として捉え、柔軟な利用を図ると共に様々なイベントなどを開催する事で利用者サービスの向上やにぎわいの創出を図っていきたい」との答弁が。

三点目ではありますが、公募・非公募の別と対象とはといった質疑に対し、「民間のノウハウやコネクションを活用した様々な企画の実施などを期待しており公募とする。また、市内の資金循環や雇用等の観点から対象は市内を想定している」との答弁が。

次に4点目であります。想定される指定管理者とはといった質疑に対し、「イベント企画会社やまちづくりに関するNPOなどを想定。またこうした団体と商工関係団体や駐車場管理会社などが手を組んだ エリアマネジメント会社などの組織を立ち上げて頂く事も一つの方策として考えているとの答弁が。

次に5点目として、今回の指定管理に関する案件は、昭和63年頃からシビックコア、市民交流センター等を含め継続して議論してきたものであり、他の指定管理にかかる議案とは意味合いが異なる。先ずは駅西地区のまちづくりのあり方等について示す等が必要であり、審議にあたっては理事者側からの情報提供が不十分なのではないかといった質疑に対し、「交流拠点としての駅西地区の考え方については、シビックコアの地区整備計画におい

て示され、現在も議会や市民との議論も踏まえながら検討を継続しているといった状況にある。駅西地区については総合計画、公共施設等総合管理計画、都市基本計画等において明記し、具体的な駅西地区のまちづくり構想の策定を進めている。民間所有の敷地も含めよりよい土地利用に繋がるものとしたい事から、現在鋭意努力をしているが、策定の時期等についてはしばらく時間を頂きたい。そうした中で今回は総合的に目指す姿と現有施設をいかに有効活用していくかというところを切り分けて提起させて頂きたい」との答弁が。

最後に6点目ですが、指定管理に出すにあたって募集要領などで駅西地区のまちづくりにかかる今後の市の施策を踏まえつつ管理運営をお願いするといった旨を明記すべきではないかといった質疑に対し、「ご意見を踏まえ募集要項などを策定していく」といった答弁がありました。

以上のような質疑の後、議員間討議を行い議員間討議の中では、
まず

「現在ある諸施設との継続性についてしっかりとした説明がほしい。又この指定管理は他の指定管理とは出し方が異なるものゑあるといった認識を持つべきである」との意見。

2点目として

「指定管理を受けたとしても、今後様々な構想などが出てきた場合に、指定管理者が困惑する事になる。又全体的な構想が明らかにならない中では応募される方は迷われるし、応募も少ないと思われる。」との意見。

3点目に

「議会が担っている議決責任の重みを考えると、七つの論点情報の提示を含め理事者側の説明が不足していると考え。私達も納得して市民の皆さんに報告できるような内容に見直すべきであり、継続審査とするべきである」といった意見。

4点目。

「駅前広場が整理された中、できるだけ早く市民が楽しめるようなイベント開催など年間を通じて賑わうような事をやっていくべきである。それによって市民サービスの向上や民間活力を活用し、市内の資金循環や経済活動の活性化が期待できる」との意見。

最後に5点目です。

「まちづくり構想策定までには、まだまだ時間がかかると思われる。それまでに理事者との協議を重ねつつ委員会としても情報収集をどんどん進めるといった方向性とし、今回は継続審査とせず、要望あるいは付帯意見を付けるということで良いに出はないか」という意見が出され、

その後議題57号、議題58号については深い審査とこれまでの経過による説明との整合性を図るために「継続審査」にするべきとの動議が出され、採決の結果継続審査とする事を決定いたしました。

中箴議長）産業建設委員長の間接報告は終わりました。(32:39)

只今報告のありました中間報告についてご質疑はありませんか。ご質疑はないようであ

りますから以上をもって質疑を集結します。

日程第 13「中小企業閉会中の継続審査の申し出について」を議題とします。産業建設委員長から目下委員会において審査中の事件につき会議規則第 103 条の規定により、お手元に配布いたしましたとおり閉会中の継続審査の申し出がありました。産業建設委員長の説明を求めます。谷村産業建設委員長。

谷村産業建設委員長）詳細につきましては先ほどの中間報告でご説明申しあげたとおりでございます。議題 57 号、及び議第 58 号については深い審査、これまでの経過による悦明との整合性を図るために継続審査に付するべきという動議が出され、採決の結果継続審査に付することを決定しました。議員各位におかれましてはこうした経緯及び理由を踏まえ継続審査に付することについてご賛同をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

中箴議長）産業建設委員長の説明は終わりました。（34：35）

只今説明の在りました本案についてご質疑はありませんか。ご質疑はないようでありますから以上を持って質疑を集結いたします。それでは只今説明の在りました閉会中の継続審査の申し出について討論の通告がありますので、これより討論を行います。通告により発言を許可します。それでは沼津議員。

沼津議員）それでは継続審査の申し出について、高山市政クラブを代表して反対討論をします。議第 57 号、議第 58 号の 2 議案は、高山駅の東西駅前広場や、駅西交流広場、東西自転車駐車を指定管理による管理とするための条例の一部改正であります。市では民間の能力やノウハウを利用して効率的効果的な管理を行い、住民サービスの向上や経費の節減、駅西交流広場などを有効に活用した賑わいの創出と街の活性化を図ろうと提案されております。これらの条例改正は指定管理の環境を整える提案であり、今定例会で可決すべきであります。指定管理者の募集を予定どうり進め、事業者の積極的に活用して提案の目的を早く達成していただきたい。以上のことから継続審査の申し出について「高山市政クラブ」を代表し反対討論とさせていただきます。

中箴議長）次に小井戸議員。

小井戸議員）只今議題となっております、議第 57 号、58 号について継続審査の申し出につきまして反対討論を行います。私は 18 日に開催された産業建設委員会の審議も傍聴いたしました。委員長報告にもありましたが委員会審議の経過の中で、採決にあたって委員会としての意見を付し議決する意見も出されておりますりましたが、休憩後の審議においてその意見については取り上げられることなく継続審査とすることが議決されました。

私は議決前に発言のあった意見を付し原案に賛成する意見に賛同するものであります。反対する理由といたしまして、この議案は対象、施設を指定管理者に制度で管理するか否かという議案であるからその点では議案を原案を議決すべきだと考えるものです。委員会審議においては、委員から指定された対象地域でこれまでの経過がある事により今後のまちづくりにおける重要な地域であることにもかかわらず、駅周辺地域の将来展望が示されていない事、又これまでの取り組みにおいて不十分な面や丁寧な説明がなされていない等

の問題点が指摘されており、指定管理者の導入は時期尚早であるとの意見に基づき先程の委員長説明のとおり継続審査とする事が妥当であるという結果であるという事は確認させて頂いております。議決にあたっては委員会における議論からも指定管理者制度を導入する方向性については異論が無く、否決という選択肢はないというふうに感じております。そこで原案に賛成か、継続審査をするかという選択肢になったものと受け止めています。そこで不十分な点について継続審査とし、まちづくりの方向性を確認した上で判断する必要があるとの考えであると受け止めておりますが、そうした意見については一定の理解を示すものではありません。しかし議案の目的は対象施設を指定管理者に管理させようとする事であるから、原案に賛成の考えであります。二つ目の理由は継続審査がどの様に行われるのかという点です。委員会審議の中で委員長から継続審査をした場合、今議会中の審査は不可能であり、9月定例会において再度結論を出す説明されました。継続審査とする事は議会の責任において審査を行い、再度議決を行う事であると理解をいたします。全てを整えてから議決をするための継続調査であれば、議会の責任の中でどこまでの継続調査を行いどの段階ならば議決できるのか、それが9月までに可能なのか、そのことを明確にした上での継続審査が必要であると感じております。委員会審議の中で駅西地区のまちづくり構想について、何時までに示す事ができるのか市からの明確な答弁がありませんでした。様々な問題があり、まちづくり構想の策定には時間がかかる事が推測されます。こうした状況の中で継続審査をどのように進め、9月議会において委員会としての議決を判断するために、委員会が主体的に継続審査を行い判断基準を得る事ができるのか。そういった課題があると思っております。継続審査か原案に賛成するのかといった判断基準については、一つとしてはまちづくりの展望が示された中で指定管理者制度を導入するのか。もう一つは指定管理者制度の導入をしてからまちづくりを展望するのかのどちらかであったと考えます。委員会としては前者のまちづくりの展望を示してから、制度を導入を選択したものと理解しております。こうした内容や状況を考え私は今回上程された議案は、対象施設を指定管理者で制度で管理するという議案であり、指定管理者制度で管理する事を認めた上で委員会の調査事項として指定管理者の募集における課題について、委員会からの様々な考えを反映させる。またその上でまちづくり構想を平行して進める事も手法として考えられますし、指定管理者を希望する団体についても、こうした状況を示した上で募集を行う事も可能であると考えます。以上の様な理由を持って原案に賛成の考えから提案されています議題57号、及び議第58号にいて継続審査をする申し出について反対する事を表明致します。

又今回の委員会の審議の課程や最近の議会における議論において感じる事は、強い口調で相手を威圧すると思われるような発言が見られる事です。議論・論討論の前提は相手の立場を尊重する事で成り立つと考えます。議会基本条例では議員間で自由な討議を重ね合意形成に努めるとされていますが、今回の産業建設委員会における議員間討議については自由な討議の雰囲気を感じる事はできませんでした。議会の様子はケーブルテレビやインターネットを通じて多くの市民が視聴しています。市民に対して議会が模範を示せるよう

な議論・討論をしていく事が大切であるという私の考えも表明して反対討論といたします。

中策議長) 以上で通告による討論は集結致しました。

以上をももって「閉会中の継続審査の申し出」についての討論を集結致します。それでは採決を行います。議第57号、及び議第58号の2件について、産業建設委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付する事に賛成の議員の起立を求めます。

起立多数であります。よって議第57号、及び議第58号の2件については閉会中の継続審査に付する事に決しました。